

2023 年度版 転入者用

江別生活 ガイドブック

Ebetsu City Guide 2023



目次

届出と各種証明



4-5

住まいと暮らし



6-7

出産・育児



8-9

小中学校・教育



10-11

福祉・医療



12-15

年金・国保



16

施設案内



17

タウンマップ



18-19

各種相談窓口



20



江別市役所 〒067-8674 江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141(代表) ホームページ<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>

緊急時の連絡先

- 警察…………… ☎110
- 救急…………… ☎119
- 消防…………… ☎119
- 夜間急病センター…………… ☎391-0022
〈住所〉錦町14-5(受付:18時30分～翌朝6時30分)
- 小児救急電話相談…………… ☎232-1599
北海道小児救急電話相談(年中無休19時～翌朝8時)
- 産婦人科救急夜間相談… ☎290-3299
札幌市産婦人科救急電話相談(年中無休19時～翌朝9時)

- 休日・祝日当番病院情報 … ☎0120-20-8699
(携帯 ☎011-221-8699)
- 江別市消防本部 …………… ☎382-5453
- 江別警察署 …………… ☎382-0110
- 除雪・排雪情報 [→6ページ]
- 水道凍結・修理 [→6ページ]
- 災害案内 <https://www.ebetsu-fd.jp/>



江別市は 都市と自然が調和したまち

大都市札幌に隣接し、雄大な自然も兼ね備えた江別について
4つのビジョンからご紹介します。

江別市は、大都市札幌に隣接したまち。同時に日本三大河川の一つである石狩川が流れ、大都市近郊で希少な大規模平地林である野幌森林公園があり、都市機能と自然が調和したまちです。市では、平成26年に策定した第6次総合計画「えべつ未来づくりビジョン」を基に、誰でも暮らしやすいまち、住んでみたいと思ってもらえるまちづくりを推進しています。

まちづくりの基本理念の4つのビジョン



物流

江別市やその周辺は、平坦な石狩平野の中央部に位置し、道内各地を結ぶ高速道路や主要国道、JR各線などが集まる交通の要衝で、道内や全国各地と結ぶ物流施設が多数立地しています。今後の新千歳空港や石狩湾新港と直結する道央圏連絡道路の全面開通により一層の発展が期待されます。



北海道縦貫自動車道

工業

石狩川河畔には王子エフテックス江別工場があり、明治時代から操業を続けています。北部の江別第1・第2工業団地には製造業や物流施設が立地し、南部には情報技術産業が集積しています。また、近年食品産業の誘致を進めており、今後の発展が期待されます。



江別第1・第2工業団地

自然

江別市の中央部には、流域面積では全国2位、長さで3位の自然豊かな石狩川が流れ、古くは流域の舟運も賑わっていました。また、市の南西部には総面積2,053haを誇る道立野幌森林公園があり、天然記念物クマガイヤカワイイエゾフクロウも生息する動植物の宝庫です。



道立野幌森林公園

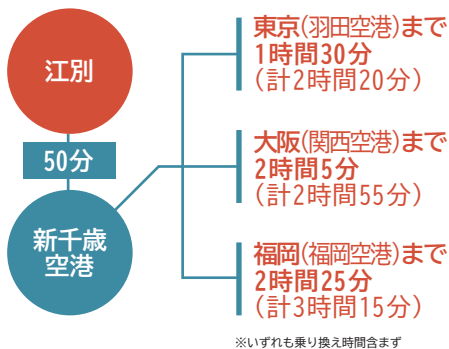
調和する街



陸・海・空、恵まれた立地で、
これからのまちづくりを。

アクセス

江別市は、札幌市からJR函館本線で19分(野幌駅)。市の中心部には国道12号と北海道縦貫自動車道が走り、江別東・江別西の2つのインターチェンジがあります。



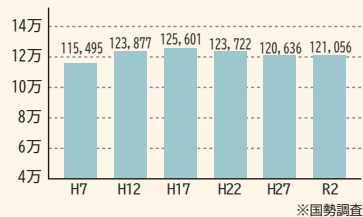
江別 DATA (令和5年4月1日現在)

人口 118,782人

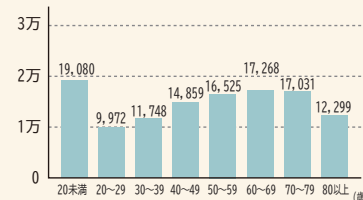
世帯 59,236世帯

面積 187.4 km²

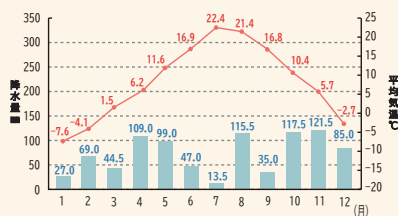
・人口の推移



・年齢別人口 (令和5年4月1日現在)



・平均気温及び降水量 (令和3年)



農業

江別市では稲作、畑作、酪農・畜産など多様な農業が行われ、シーズンには数多くの野菜直売所がオープンします。また、初冬まき技術により特産となっている小麦「ハルユタカ」による「江別小麦めん」も全国的に高い評価を得ています。



ハルユタカ

市の花 キク



市の木 ナナカマド



姉妹都市 アメリカ オレゴン州 グresham市



友好都市 高知県土佐市





届出と各種証明

住民登録 戸籍住民課 ☎ 381-1020

転入や転出など、住所や世帯構成が変わるときは、届出に必要なものを持参し、必ず所定の期間内に届け出をしてください。

届出の種類		届出期間	届出に必要なもの	その他
転入届	他の市区町村から引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②運転免許証など本人確認書類（次ページ参照） ③お持ちの方はマイナンバーカード（顔写真つき）、または住民基本台帳カード	小・中学校のお子さんがいる方で、届出と同時に在学証明書をお持ちの場合は、戸籍住民課または市役所大麻出張所で入学通知書を交付します。
転出届	他の市区町村へ引っ越しするとき、海外に居住するとき	転出する予定の14日前から転出する日まで	①運転免許証など本人確認ができる書類（次ページ参照）	印鑑登録している方は、「印鑑登録証」をお返しください。 ※国民健康保険などの被保険者・子ども医療などの受給者の方は、喪失手続きを行ってください。
転居届	市内で引っ越したとき	転居した日から14日以内	②転居の際、お持ちの方はマイナンバーカード（顔写真つき）、または住民基本台帳カード ③国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各被保険者証・子ども医療などの各受給者証（加入者のみ）	小・中学校のお子さんがいる方で、届出と同時に在学証明書をお持ちの場合は、戸籍住民課または市役所大麻出張所で入学通知書を交付します。
世帯変更届	その属する世帯または世帯主に変更があったとき	変更の日から14日以内		

●上記の届出は、戸籍住民課または市役所大麻出張所（☎ 382-4855）へ。

●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方は、カードを利用する「特例転出・転入」が可能です。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届の提出が可能です。詳しくは、戸籍住民課へお問い合わせください。

戸籍の届出 戸籍住民課 ☎ 381-1020

届出期間	届出人	届出場所	届出に必要なもの	その他
出生届 生まれた日を含めて14日以内	父または母	届出人の本籍地や住所地、出生地などの市区町村	①出生届 ②出生証明書 ③母子健康手帳	※国民健康保険被保険者は出産育児一時金が支給されます。 ※児童手当の申請手続きを行ってください。 ※お子さんの保険証ができましたら子ども医療の手続きを行ってください。 ※注1参照
死亡届 死亡の事実を知った日を含めて7日以内	親族、同居人など	死亡者の本籍地や死亡地、届出人の住所地などの市区町村	①死亡届 ②死亡診断書（死体検案書）	※国民健康保険、後期高齢者医療被保険者が死亡したときは、葬祭費が支給されますので、申請手続きを行ってください。 ※注1参照
婚姻届 届け出た日から法律の効力が発生します	夫および妻	夫か妻の本籍地、夫か妻の住所地などの市区町村	①婚姻届（成人の証人2人による署名が必要） ②戸籍全部事項証明【戸籍謄本】（本籍が江別市以外の場合）③運転免許証など本人確認ができるもの④未成年者は父母の同意書⑤届出により氏が変わる方は、マイナンバーカード（顔写真つき）、お持ちの方は住民基本台帳カード	※未成年者の父母が証人の場合は同意書を省略できます。 ※注1参照
離婚届 届け出た日から法律の効力が発生します 裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決決定・和解成立・請求の認諾成立の日から10日以内	夫および妻 調停・審判・裁判離婚の場合は申立人	夫婦の本籍地、夫婦の住所地などの市区町村	①離婚届（協議離婚の場合は成人の証人2人による署名が必要）②戸籍全部事項証明【戸籍謄本】（本籍が江別市以外の場合）③調停離婚：調停調書の謄本④審判または判決離婚：審判書または判決書の謄本および確定証明書／和解・認諾離婚：和解調書・認諾調書⑤運転免許証など本人確認ができるもの⑥届出により氏が変わる方は、マイナンバーカード（顔写真つき）、お持ちの方は住民基本台帳カード ※協議離婚の場合③、④は不要です。	※離婚後も婚姻中の氏を称する場合は、さらにその旨の届け出が必要です。 ※協議離婚届は夫と妻の両人で届け出るのが原則です。当事者の一方のみが届け出た場合は窓口に来られなかった方に離婚届を受理した旨を郵送により通知します。 ※児童扶養手当および、ひとり親家庭医療の申請手続きを行ってください（対象者のみ）。 ※注1参照

●その他戸籍に関する届出（転籍届・養子縁組届・養子離縁届など）は、戸籍住民課へお問い合わせください。

●戸籍の届出に伴い、住所の異動がある方は、別に届出（転入・転出・転居）が必要です。

注1 江別市国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などに該当される方は各担当課へお問い合わせください。

印鑑登録 戸籍住民課 ☎ 381-1020

●印鑑登録

登録する本人が登録する印鑑と本人確認書類（右下表参照）を持参し申請してください。

本人が都合により直接申請できない場合は、本人が自署・押印し、別途登録する印鑑を明らかにした委任状を代理人が持参することにより代理申請ができます（事前にお問い合わせください）。この場合、本人への意思確認のため登録まで数日かかります。登録手続きが完了すると印鑑登録証（カード）を交付します（交付手数料：初回登録時無料。2回目以降、1件350円）。

●印鑑登録証明書

印鑑登録証（カード）を持参し請求してください。代理人の場合、委任状は必要ありません。（本人、代理人ともに登録印鑑は不要です。）

マイナンバーカード（個人番号カード） 戸籍住民課 ☎ 381-1146

●マイナンバーカードでできること

- ・本人確認、マイナンバーの証明
- ・コンビニなどの店舗で証明書などの交付サービス
- ・各種行政手続きなどのオンライン申請

●申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

【郵送申請】

自宅に届いた交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付して国の機関に郵送する方法。

【オンライン申請】

公式サイトでの手続きのほか、スマートフォンやパソコンから申請する方法（IDが必要）。

※申請書がない場合は、戸籍住民課または市役所大麻出張所でオンライン申請にも対応した申請書を無料で交付しています（運転免許証など本人確認書類が必要）。詳しくは「マイナンバーカード総合サイト」をご覧ください。か、戸籍住民課へお問い合わせください。

証明書等コンビニ交付サービス

戸籍住民課 ☎ 381-1020

利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどの店舗で住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスです。

●利用可能な店舗

多機能端末機を設置している全国のセイコーマート、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン北海道など（店舗営業時間内に限る）。【利用可能時間：6時30分～23時（年末年始、メンテナンス時を除く）】

●取り扱う証明書

- ・住民票の写し（本人または同一世帯員の住民票の写し）
- ・印鑑証明書（印鑑登録証を返納した方のみ）

- ・戸籍の証明書（江別に本籍がある方のみ）
- ・所得・課税証明（現年度・本人のみ）

●証明書の手数料

店舗での証明書交付手数料は、窓口での料金と同額です。※窓口で手数料免除により無料で交付を受けられる場合でも、店舗で取得すると有料になります。手数料の免除を希望される方は窓口で申請をお願いします。

証明交付窓口のご案内

戸籍住民課 ☎ 381-1020

住民票などの各種証明書は以下の窓口でも請求できます。なお、窓口によっては交付していない証明書もありますので、あらかじめご確認ください。

●市役所大麻出張所

（大麻中町26-4） ☎ 382-4855

●水道庁舎証明交付窓口

（菰ヶ岡1-4）

●市民交流施設証明交付窓口

（東野幌本町6-43）

●豊幌地区センター証明交付窓口

（豊幌686-10）

パートナーシップ宣誓制度

市民生活課市民協働担当 ☎ 381-1124

LGBT等性的マイノリティの当事者を含むカップルが、互いを人生のパートナーとする宣誓書を届け出ること、市が両者に対して証明書（パートナーシップ宣誓書受領証）を交付する制度です。事前予約の申し込み、対象要件、必要書類などの詳細はお問い合わせください。

本人確認書類 以下の①、②のいずれかをご提示ください。

①	運転免許証・マイナンバーカード・住民基本台帳カード（顔写真付き）・パスポートなど官公署が発行した顔写真付きの書類のうち1点
②	健康保険証・年金手帳（証書）・各種受給者証・学生証・社員証などのうち2点 ※印鑑登録の際は3点（うち1点は公的機関が発行したもの）

戸籍・住民票関係 戸籍住民課 ☎ 381-1020

証明書	手数料	必要なもの
戸籍全部（個人）事項	1通 450円	本人確認書類（上記表参照） 代理人が請求する場合は委任状
除籍全部（個人）事項 【除籍謄（抄）本】	1通 750円	
住民票の写し	1通 300円	
印鑑登録証明書	1通 300円	印鑑登録証

税務証明関係 市民税課市民税係 ☎ 381-1012

証明書	手数料	必要なもの
所得証明書・課税証明書	各証明書 1通 400円	運転免許証 マイナンバーカード 健康保険証 など 代理人が請求する場合は委任状
評価証明書・ 公租公課証明書	各証明書 1棟・1筆 400円	
納税証明書	1通 400円	
営業証明書	1通 400円	

葬斎場

市民生活課 ☎ 381-1094

江別市葬斎場（対雁100-4 ☎ 382-2449）を利用される方は、死亡届などを戸籍住民課または市役所大麻出張所へ提出し火葬許可証の交付を受けてください。年末年始や土曜、日曜、祝日、夜間などの場合は、市役所当直で受け付けています。

その他

墓地の使用申し込み・名義変更

市民生活課 ☎ 381-1094

市営墓地やすらぎ苑は、江別市に1年以上住民登録があり、祭祀の主宰者として納骨すべきお骨を管理し、3年以内にお墓の建立を予定している方が申し込むことができます。募集期間はお問い合わせください。

また、墓地の使用許可を受けている方が亡くなった場合や住所、氏名に変更があった場合は変更手続きが必要です。

合同墓の使用申し込み

市民生活課 ☎ 381-1094

合同墓（合葬式のお墓）の使用申し込みを受け付けています。合同墓は他の方のお骨と併せて埋蔵するものです。

申込できる方は①1年以上江別市に住所を有し、故人のお骨を管理されている方、②江別市に住んでいたことのある故人のお骨を管理されている方、③江別市の市営墓地から合同墓にお骨を移す方です。



住まいと暮らし

水道・下水道

各種届出

水道部営業センター料金担当

☎ 385-4987

次のようなときは、必ず水道部営業センターに届出をしてください。

- ・名義の変更（使用者・支払者）
- ・使用見込（認定）水量の変更について
- ・長期留守にするとき
- ・引越しするとき・引越したとき
- ・水道の使用用途が変わるとき
- ・家族数が変わるとき

※市内で転居される場合でも届出が必要です。お引越しの2～3日前までにご連絡ください。また、長期間使用を止める時ご連絡ください。水道部では料金の中止等を行いますが、止水栓の開閉について取り扱っておりませんので、指定工事業者に依頼してください。

上下水道料金などの支払い

水道部営業センター収納担当

☎ 385-1215

料金の支払いは口座振替と納付書でできます。自動的に納付できる口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

【振替日】毎月25日（翌月10日再振替）

※振替日・再振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。

【手続きに必要なもの】貯金（預金）通帳、

貯金（預金）通帳にご使用の印鑑、領収書または水道料金等精算のお知らせ

【取扱金融機関】市内に店舗のある金融機関の本・支店・出張所、全国のゆうちょ銀行

手続きは取扱金融機関の窓口または水道部営業センター（水道庁舎1階）で受け付けています（ゆうちょ銀行は直接郵便局窓口で手続きください）。

給水装置・排水設備の工事と修理

水道整備課給排水指導担当

☎ 385-4989

次の工事などは、市の指定工事事業者（下記一覧を参照）のみ施工できます。必ず指定工事事業者にお申し込みください。

- ・水道（給水装置）の新設、撤去工事
- ・給水装置（給水管、止水栓、メータ器、水抜栓、蛇口など）の修理
- ・冬期間の凍結修理
- ・下水道（排水設備）の新設、撤去、修理

除雪

除雪・排雪情報

江別除雪センター☎ 381-6622

（毎年11/1～翌年3/31・24時間対応）

土木事務所雪対策課☎ 383-5900

市道に関する除雪・排雪情報や市内の降雪情報は、市ホームページをご覧ください。



福祉除雪サービス

江別市社会福祉協議会☎ 385-1234

70歳以上の高齢者、介護保険制度で要介護1～5と認定された方、重度身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、18歳以下の方のうち、これらの方のみで構成される世帯を対象に公道除雪後に残された玄関・車庫前の置き雪を除雪するサービスです。

なお、前年の収入状況などによりサービスご利用の可否や料金の助成額が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

除雪派遣サービス

江別市社会福祉協議会☎ 385-1234

高齢者や重い障がいなどがある方のみの世帯を対象に、玄関から公道までの通路部分を歩行に支障ない程度で除雪を行います。利用条件、料金などの詳細はお問い合わせください。

低層市営住宅除雪サービス

介護保険課高齢福祉係☎ 381-1067

低層の市営住宅（あけぼの団地）に居住する高齢者や重い障がいなどがある方のみの世帯を対象に、玄関から公道までの通路部分を歩行に支障のない程度で除雪を行います。利用条件、料金などの詳細はお問い合わせください。

ごみ・リサイクル

ごみの出し方、収集

廃棄物対策課☎ 383-4211

詳しいごみの出し方や分別は、各家庭に配布している「分別の手引き」と「収集日カレンダー」をご覧ください。

お手元がない場合や紛失してしまった場合は、下記の配布場所で受け取れます。

配布場所	所在地
市役所本庁舎案内窓口	高砂町 6
水道庁舎証明交付窓口	萩ケ岡 1-4
市役所大麻出張所	大麻中町 26-4
市民交流施設「ぱらっと」	東野幌本町 6-43
中央公民館（コミセン）	3条5丁目 11
野幌公民館	野幌町 13-6
大麻公民館（えぼあホール）	大麻中町 26-7
豊幌地区センター	豊幌 686-10
区画整理記念会館	朝日町 11-12
野幌鉄南地区センター	東野幌本町 62-1
大麻西地区センター	大麻沢町 26-2
文京台地区センター	文京台 7-4
大麻東地区センター	大麻東町 13-11
江別元町地区センター	元町 1-2
環境室廃棄物対策課	工栄町 14-3
情報図書館	野幌末広町 7

江別市内指定工事事業者一覧 水道整備課給排水指導担当☎ 385-4989

事業者名	所在地	電話番号
㈱相温設備	大麻泉町 1-29	☎ 386-5618
青木工業㈱	緑町東 4丁目 9	☎ 384-1686
㈱赤石工業	豊幌 416-1	☎ 383-4441
㈱朝日管工	朝日町 3-52	☎ 383-6264
アリー便利サービス※	萌えぎ野中央 8-9	☎ 0120-914-734
井上設備工業㈱	高砂町 9	☎ 383-4356
いわすい建設㈱	東野幌本町 12-2	☎ 383-4674
エナジー総合サービス㈱	朝日町 40-1	☎ 385-4718
大宮設備	野幌美幸町 4-4	☎ 312-1635
㈱君成田設備※	錦町 11-1	☎ 080-3230-1124
㈱高翔設備	東野幌 141-38	☎ 391-3855
㈱光新設備工業	元野幌 1183-52	☎ 384-1104
五水工業㈱	東光町 1-7	☎ 398-8580
佐々木設備	野幌美幸町 6-1	☎ 382-1455
㈱水生設備工業	野幌松並町 17-4	☎ 385-0978

事業者名	所在地	電話番号
水設エンジニアリング㈱	文京台東町 22-9	☎ 090-6445-0599
高橋管轄サービス	元江別 738-39	-
㈱高橋設備	江別太 324-2	☎ 391-2102
㈱龍田工務店	高砂町 3-2	☎ 382-2894
道央衛生㈱	工栄町 6-3	☎ 383-9080
トウカイ㈱※	新栄台 6-20	-
東宝設備工業※	文京台南町 4-13	-
トータル企画㈱	文京台 27-12	☎ 807-5016
㈱日邦設備工業	錦町 46-11	☎ 383-6618
㈱橋本テックサービス	あけぼの町 13-10	☎ 090-9521-9274
㈱北信	朝日町 31-13	☎ 381-9543
松浦水道工業㈱	幸町 31-9	☎ 384-3521
㈱水工房	幸町 23-2	☎ 391-3535
㈱やまほ※	幸町 15-24	☎ 383-6087
吉田水道土木㈱	上江別 457-7	☎ 383-0271
㈱若林設備	牧場町 35-1	☎ 385-3542

（令和5年4月1日現在）

※給水装置のみ

市外の江別市指定工事事業者については、市水道部ホームページをご覧ください。

スマートフォン用ごみ出しアプリ

廃棄物対策課 ☎ 383-4211

地区別にごみ収集日、分別方法が分かります。右の二次元コードからアクセスしてご利用ください。



ごみの出し方相談ダイヤル

☎ 384-5600

【受付時間】月～金曜日 9 時～ 17 時。

祝日・年末 9 時～ 12 時。

(土曜日・日曜日・年始は休み)

集団資源回収

廃棄物対策課 ☎ 383-4211

資源物を自治会や学校などの団体ごとに集めてリサイクルしています。

回収品目と回収日は団体ごとに異なりますので、それぞれの団体にお問い合わせください。実施団体は市ホームページからも確認できます。



※新たに集団資源回収に取り組む場合は、ご相談ください。

ごみ出し困難者への戸別収集

廃棄物対策課 ☎ 383-4217

ごみステーションまでごみを運ぶのが難しい状態にある世帯を対象に戸別収集を行います。

収集は、毎週 1 回（水曜日）に玄関などの敷地内から、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみを一括収集します（室内からの収集は行いません）。

制度の利用にあたり、職員がご自宅を訪問し、ごみの排出状況などについてお話を伺います。訪問の日程調整、提出書類の説明をしますので、利用をお考えの方は、電話でご相談ください。

【対象】

次の①から③のいずれかの要件に該当する方で構成される世帯。

- ① 要介護 1 以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳 A または精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

※施設に入所の方、入院されている方は対象となりません。
※要件に該当していなくても本当に困っている場合、特例で認められることがありますので、ご相談ください。

住宅・建設

市営住宅

建築住宅課住宅係 ☎ 381-1041

市内には、「中央団地」「野幌団地」「新栄団地」「弥生団地」「あけぼの団地」の 5 団地、1,214 戸の市営住宅があります。

家賃は、入居される方の収入と住宅の規模などに応じて、毎年度、個々に算出

します。入居資格などの詳細は、お問い合わせください。

建築物の新築・増築

建築指導課建築確認係 ☎ 381-1042

建物を新築・増築しようとする場合は、事前に建築基準法に適合していることを確認するため、建築確認申請が必要となります。

車庫や物置など、簡易なものを設置する場合も確認申請が必要な場合がありますので、詳細はご相談ください。

道路

道路の占用など

土木事務所道路管理課管理係 ☎ 383-5900

歩道にロードヒーティングを設置する場合、融雪機（槽）やルーフトレーンの排水管を道路に埋設する場合、縁石の切り下げや側溝の改修、足場の設置する場合などは、事前に許可が必要になりますのでご相談ください。

なお、国道、道道の道路占用、工事は下記へお問い合わせください。

【国道】

北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所 ☎ 011-854-6111

【道道】

空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所 ☎ 0133-23-2220

その他

飼い犬の登録など

市民生活課 ☎ 381-1094

新しく犬（生後 91 日以上）を飼ったときは、生涯に 1 度の登録（3,000 円）が必要です。登録は市民生活課窓口と市内の動物病院で行うことができます。

また、生後 91 日以上の犬は、年に 1 回の狂犬病予防注射が必要です。また、飼い主の変更や住所が変わったときはご連絡ください。



犬や猫などのペットが死亡し、火葬する場合は、葬斎場（☎ 382-2449）へ連絡し、火葬時間の予約をしてください。

飼い主が焼骨を引き取る場合は 4,100 円、引き取らない場合は 500 円かかります。

税

各種市税に関する問い合わせ先

●個人市民税

市民税課市民税係 ☎ 381-1012

●法人市民税・市たばこ税・入湯税・

軽自動車税（種別割）

市民税課税制係 ☎ 381-1012

●固定資産税・都市計画税

資産税課土地係、家屋・償却資産係 ☎ 381-1404

●国民健康保険税

国保年金課国保賦課係 ☎ 381-1028

市税を納めるには

納税課収納管理係 ☎ 381-1013

納税通知書が届いたら、納期内に市役所、市役所大麻出張所または納付書に記載されている金融機関で納めてください。なお、口座振替の手続きは、市役所（納税課）、市役所大麻出張所または市内の金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）で受け付けています。

納税課収納担当 ☎ 381-1013

納税の相談

税金の納付は、みなさんがご自分で納期限までに自主的に納めていただく自主納付を基本としており、納付書により市税の納付場所にて納めていただくか、口座振替により納付する方法があります。

もし、やむを得ない事情で納期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

納税の猶予制度

税金は定められた納期限までに納めなければなりません。次のような特別な理由により、市税を一時に納付できないと認められる場合には、原則 1 年以内の期間で納税を猶予する制度が設けられています。

詳細については、お問い合わせください。

●徴収の猶予

災害や病気、事業の廃止などの理由により、市税を一時に納付できないと認められる場合。

●換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合。

夜間・日曜納税窓口

日中忙しくて納税の相談や納付ができない方のため、毎週木曜日（祝日を除く）は 20 時まで、毎月最終日曜日（12 月は第 4 日曜日）の 10 時から 15 時まで「納税窓口」を開設していますので、ご利用ください。



出産・育児

母子健康手帳の交付

子育て世代サポートえべつ☎ 385-8137(保健センター)・☎ 381-1126 (子ども育成課)
医療機関で発行された妊娠届出書をお持ちください。

妊婦歯科健診 保健センター☎ 385-5252

妊産婦健康診査

子育て世代サポートえべつ☎ 385-8137
妊産婦健康診査受診票と超音波検査受診票を交付します。産科医療機関等で受診してください。

新生児聴覚検査 保健センター☎ 385-5252

出生後に難聴の有無を調べる聴力検査です。費用の一部を助成します。

マタニティスクール・育児体験

保健センター☎ 385-5252

入院助産制度

子育て支援課☎ 381-1408
経済的理由により出産費用にお困りの方のための制度です。

児童手当

子育て支援課☎ 381-1408
中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給します(所得制限あり)。

こんにちは赤ちゃん事業・

親と子の絵本事業

子育て支援課☎ 381-1408
生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を、主任児童委員などが訪問し絵本2冊などを配布します。

新生児・乳幼児訪問指導

保健センター☎ 385-5252
保健師が家庭を訪問し、育児に関する悩みごとの相談に応じるほか、育児、予防接種、乳幼児健診などの説明を行います。

定期予防接種

《市内指定医療機関で実施》(要予約)
保健センター☎ 385-5252

- ロタウイルスワクチン／対象年齢：生後6週～生後24週(32週)未満／標準的な接種：初回接種開始が生後6週から／接種回数2回(ロタリックス)または3回(ロタテック)
- ヒブワクチン／対象年齢：生後2か月～5歳未満／標準的な接種：初回接種開始が生後2か月～7か月未満／接種回数：初回3回、追加1回
- 小児用肺炎球菌ワクチン／対象年齢：生後2か月～5歳未満／標準的な接種：初回接種開始が生後2か月～7か月未満／接種回数：初回3回、追加1回
- B型肝炎ワクチン／対象年齢：生後2

- か月～1歳未満／標準的な接種：生後2か月～生後9か月未満／接種回数：3回
- DPT-IPV(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオの四種混合)／対象年齢：生後2か月～90か月未満／接種回数：初回3回、追加1回
- BCG／対象年齢：生後12か月未満
- MR(麻しん・風しんの二種混合)または麻しんおよび風しん生ワクチン／対象年齢：第1期は生後12か月～24か月未満、第2期は5歳以上7歳未満で小学校就学前(年長)の1年間。
- 水痘／対象年齢：生後12か月～36か月未満／接種回数：2回
- 日本脳炎ワクチン／対象年齢：生後6か月～20歳未満(年齢により、接種を受ける期間が異なる)／接種回数：第1期初回2回、第1期追加1回、第2期1回
- DT(ジフテリア・破傷風の二種混合)／対象年齢：11～12歳
- 子宮頸がん予防ワクチン／対象年齢：小学6年～高校1年相当の女子または平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女子のうち3回接種が終わっていない方／接種回数：2または3回／標準的な接種は中学1年

歯科相談・フッ素塗布

保健センター☎ 385-5252
対象は1歳～入学前の子ども。開催日程は広報えべつに掲載しています。

乳幼児健康診査

保健センター☎ 385-5252
4か月児、10か月児(市内小児科医院で受診)、1歳6か月児、3歳児を対象。身体測定のほか、医師の診察、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる個別相談・指導など。

児童扶養手当

子育て支援課☎ 381-1408
父または母がいらないか、父または母が重度の障がい者である家庭で、児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童および、20歳未満で一定程度の障がいの状態にある児童)を養育している父または母などに支給します(所得制限あり)。ただし、受給者が公的年金を受けることができる場合は差額支給となります。

交通事故等災害遺児手当

子育て支援課☎ 381-1408
世帯の生計中心者を交通事故などの災害によって失った家庭に対して支給します。

ひとり親家庭等の医療費助成

医療助成課医療助成係☎ 381-1403
ひとり親家庭などの親と子(20歳まで)の医療費のうち、保険診療の自己負担額(2～3割)の一部について助成します。
※対象の子は、原則満18歳の年度末まで。扶養されている場合は20歳の誕生日の末

日(1日生まれは前月末日)まで助成します。
※親の通院は助成対象外です。
※所得制限があります。
※助成対象者の年齢や世帯の住民税の課税状況により、一部負担金の額が異なります。

子どもの医療費助成

医療助成課医療助成係☎ 381-1403
0歳から中学生(満15歳の年度末まで)の子どもの医療費のうち、保険診療の自己負担額(2～3割)の一部について助成します。
※小学4年生以上の通院は助成対象外です。
※所得制限があります。
※お子さんの年齢や世帯の住民税の課税状況により、一部負担金の額が異なります。

養育医療の助成

医療助成課医療助成係☎ 381-1403
入院養育を必要とする1歳未満の未熟児を対象に医療費の一部を助成します。医療機関からの請求に基づき、初診時一部負担金や食事療養費の一部が自己負担となる場合があります。

保育・預かり

ファミリー・サポート事業

(一財)江別市在宅福祉サービス公社☎ 802-5004
仕事と育児を安心して両立できるよう、また、用事ができた時にも安心して子育てができるよう、子育てを応援する仕組みです。子育ての助けがほしい人(依頼会員)と、お手伝いができる人(提供会員)とで会員組織を作り、地域で子育てをサポートします。

緊急サポートネットワーク事業

NP0 法人北海道子育て支援ワーカーズ☎ 632-5180
病児・病後児の預かりや緊急的な預かり、宿泊を伴う預かり(病児・病後児を除く)をサポートします。

子ども預かり・日常生活支援

子育て支援課子ども家庭総合支援担当☎ 381-1236
●ショートステイ
保護者が、病気や出産などで一時的にお子さんの面倒をみられない場合に、お子さんを児童養護施設(北広島市、岩見沢市)で短期間お預かりします。利用期間は原則として7日以内です。世帯状況に応じて利用料がかかります。
●トワイライトステイ
保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間または休日に一時的にお子さんの面倒をみられない場合やその他の緊急の場合に、お子さんを児童養護施設(岩見沢市)で短時間お預かりします。世帯状況に応じて利用料がかかります。

●ひとり親家庭等日常生活支援

疾病などにより、一時的に生活援助が必要なひとり親世帯に家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣します。支援内容は、掃除、買い物などで、事前に申請が必要です。利用は10日以内で、世帯状況に応じて利用料がかかります。

病児・病後児保育

子ども育成課 ☎ 381-1030

発熱や病気のお子さんを仕事などのため、家庭で保育できない場合、保護者に代わってお子さんを保育する「病児・病後児保育」を市内の医療機関等で実施しています。対象は、江別市に住所があり、保育園、幼稚園などに通う小学6年生までの、病気もしくは病気が治って間もないお子さん（事前に登録が必要）。なお、世帯の状況などにより利用料金がかかります。

【実施機関】

あずま子ども家庭クリニック〔病児保育室にここ〕（野幌住吉町 25-10 ☎ 385-2525）

病児保育室 夢ふうせん

（東光町 12-8 ☎ 398-6141）

保育園 子ども育成課 ☎ 381-1030

保護者が日中家庭で保育ができないお子さんを保育する施設です。入園できるのは両親などが、就労、出産、病気、介護、災害などの理由でお子さんを保育できない場合です。保育するのは月曜日から土曜日の7時15分から18時15分まで。休園日は、日曜・祝日、年末年始です。保育料は、世帯の住民税額などで決定されます。

幼稚園 入園などの相談は、各幼稚園に直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
江別大谷	6条5丁目1	☎ 385-2323
上江別	上江別 433-19	☎ 383-7555
江別あかしや	江別太 222-6	☎ 382-3916
のっぽろ	野幌若葉町 3-3	☎ 384-0420
元野幌めぐみ	野幌寿町 45-1	☎ 382-3882

子育て情報誌「ホップステップえべつ」子育て支援センターすくすく ☎ 381-1920

保健センター・子育て支援センター・保育サービス施設・幼稚園など子育て関係の施設紹介のほか、親子で遊べる場、病院情報なども掲載。

【配布場所】子育て支援センター、保健センター、市役所本庁舎 他
スマホ版のホップステップえべつもありますので、ぜひご利用ください。



「えべつ」子育てアプリ

子育て支援課 ☎ 381-1408

子育てサービスの情報やイベント案内が届くほか、母子健康手帳を補完するアプリとしてお子さんの成長日記や写真、健診データなどを記録できます。

保育サービス施設 一覧 小規模保育施設等・認定こども園の保育時間は、施設ごとに異なる場合がありますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	定員(人)	対象年齢(生後)	延長	個別支援	一時	アレルギー
よつば保育園	野幌住吉町 37-7	☎ 389-3700	150	43日目～	○	○	○	○
やよい保育園	弥生町 18-2	☎ 383-5397	120	43日目～	○	○	○	○
あかしや保育園	東野幌町 47-8	☎ 382-3852	90	43日目～	○		○	○
誠染保育園	大麻東町 26-4	☎ 386-8110	90	90日目～	○	○	○	
愛保育園	幸町 8-9	☎ 384-0330	120	90日目～	○	○	○	
わかば保育園	野幌若葉町 4-6	☎ 383-7732	120	43日目～	○		○	
ゆめのみ保育園	大麻東町 30-10	☎ 398-5081	40	1歳～	○			
おひさまののぼろ保育園	野幌代々木町 61-12	☎ 807-0580	70	57日目～	○			
きっずぱく江別保育園	上江別西町 5-7	☎ 398-3806	40	6か月～	○			○
きっずぱく野幌保育園	野幌町 67-30	☎ 887-9536	40	6か月～	○			○
野幌みつばち保育園	野幌町 32-4	☎ 887-8195	40	90日目～	○			○
江別桃の花保育園	2条5丁目9-2 えべつみらいビル1階	☎ 887-9387	70	43日目～	○		○	
memorytree 西野幌保育園	西野幌 111-6	☎ 391-0009	90	6か月～	○			
夢ふうせん東野幌保育園	東野幌本町 7-20	☎ 391-1800	40	6か月～	○			
こどもみらい保育園野幌園	野幌屯田町 47-12	☎ 887-6541	40	6か月～	○			
ラブクローバーの保育園江別	3条1丁目5-1	☎ 381-8484	60	43日目～	○			
あすかの森	緑町西1丁目81	☎ 382-2285	90	43日目～	○	○	○	○
おおあさ	大麻沢町 9-1	☎ 386-8626	90	57日目～	○	○		○
あけぼの	大麻栄町 11-12	☎ 386-0006	79	90日目～	○		○	
大麻まんまるこども園	大麻西町 15	☎ 386-5014	57	100日目～	○			
若葉幼稚園	5条5丁目8	☎ 382-2701	75	43日目～	○			
元江別わかば幼稚園	元町 24-8	☎ 382-2501	47	6か月～	○		○	
第2大麻こども園	大麻宮町 8	☎ 386-2011	36	6か月～	○			
もりのひだまり	上江別東町 15-2	☎ 383-0405	120	90日目～	○		○	
大麻藤	大麻中町 9	☎ 386-8838	32	6か月～	○			
大麻ひかり幼稚園	大麻園町 32-1	☎ 386-8738	71	43日目～	○			
ぞうさんハウス	野幌町 53-48	☎ 384-2280	15	6か月～2歳				
ふくろうの森	西野幌 92-14	☎ 398-5568	19	6か月～2歳				
結いの家保育園	文京台南町 44-8	☎ 387-5181	15	181日目～2歳				
わくわく中央保育園	中央町 1-2	☎ 389-5574	19	90日目～2歳	○			
ニチキッズえべつ駅前保育園	2条5丁目9-2 えべつみらいビル2階	☎ 391-7755	19	57日目～2歳	○			○
コープさっぽろ保育園白樺 aurinko	野幌末広町 14-2	☎ 391-5511	19	6か月～2歳	○			
ニチキッズののぼろ駅前保育園	野幌町 52-8 野幌駅前ビル1階	☎ 391-6766	19	57日目～2歳	○			○
すまいるののぼろ保育園	野幌町 52-8 野幌駅前ビル1階	☎ 802-6325	19	57日目～2歳	○			
ヤクルト乳幼児保育クラブぞうさん	元町 20-12	☎ 391-8360	19	6か月～2歳				
小規模保育所夢ふうせん	東光町 12-4	☎ 398-6140	19	6か月～2歳	○			
あかとんぼの森	西野幌 92-16	☎ 398-9234	15	6か月～2歳				

子育て支援センター 一覧 共通事項 ほこあほこ以外での相談は祝日・年末年始はお休み就学前の子どもと保護者が自由に遊び、友達づくりや、子育ての相談などができます。子育てに関する講演会・講習会、イベント情報の提供なども行っています。

施設名	所在地	電話番号	親子遊びの場・子育てサロン	相談
子育てひろばほこあほこ	野幌町 10-1 イオンタウン江別 2階	☎ 378-4411	9時30分～17時30分 (月1回程度メンテナンス休館)	9時30分～17時
すくすく	弥生町 18-5	☎ 381-1920 ☎ 381-1714 (相談専用)	月～木曜日 9時～12時、13時30分～16時 金曜日 9時30分～14時30分	月～金曜日 9時～17時
もりのこ	大麻沢町 9-1 (おおあさ認定こども園内)	☎ 387-8819	月～金曜日 9時～12時、14時30分～16時30分	月～金曜日 9時～17時
ゆうあい	幸町 8-9 (愛保育園内)	☎ 384-0332	月～金曜日 9時～12時30分、15時～16時30分	月～金曜日 9時～16時30分
わかば	野幌若葉町 4-6 (わかば保育園内)	☎ 385-9550	月～金曜日 9時～12時、14時45分～16時45分	月～金曜日 9時～16時
どんぐり	緑町西1丁目81 (あすかの森認定こども園内)	☎ 378-4349	月～金曜日 9時30分～14時30分	月～金曜日 10時～16時
ぼろっこ	野幌住吉町 37-7 (よつば保育園内)	☎ 389-3006	月～金曜日 9時30分～12時、13時30分～16時	月～金曜日 9時～17時
まんまカフェ	上江別東町 15-2 (認定こども園 もりのひだまり内)	☎ 383-0405	月・水・金曜日 9時45分～14時45分	月・水・金 10時～14時



小中学校・教育

小・中学校 一覧

●小学校

学校名	所在地	電話番号
江別第一	緑町西1丁目37	☎ 382-3016
江別第二	野幌代々木町39	☎ 383-0015
豊幌	豊幌419	☎ 383-4440
江別太	朝日町25-2	☎ 382-2580
大 麻	大麻宮町2	☎ 386-5301
対 雁	見晴台17-1	☎ 382-2004
野 幌	西野幌252	☎ 382-2151
東野幌	東野幌町48	☎ 382-3158
大麻東	大麻東町32	☎ 386-5361
大麻西	大麻扇町1	☎ 386-5013
中 央	向ヶ丘54	☎ 384-3001
大麻泉	大麻泉町27	☎ 386-0737
野幌若葉	野幌若葉町5-3	☎ 385-3131
北 光	篠津805-3	☎ 383-1031
文京台	文京台70	☎ 386-7700
いずみ野	対雁113-1	☎ 381-5090
上江別	ゆめみ野南町9-3	☎ 380-1122

●中学校

学校名	所在地	電話番号
江別第一	上江別西町40	☎ 383-0011
江別第二	野幌代々木町53	☎ 382-2456
江別第三	牧場町21	☎ 382-2080
野 幌	西野幌92-3	☎ 384-3339
大 麻	大麻宮町1	☎ 386-5341
大麻東	大麻697-1	☎ 387-0732
江 陽	萌えぎ野中央10-2	☎ 385-0851
中 央	新栄台57	☎ 385-5581
立命館 慶祥 (私立)	西野幌640-1	☎ 381-8888

入学通知

学校教育課 ☎ 381-1058

小・中学校への入学通知書は、1月末日までに保護者へお送りします。私立の小中学校などへ入学するときは、その学校長の入学承諾書などと市から送られた入学通知書をお持ちのうえ、市教育委員会で「区域外通学」の手続きを行ってください。

転校手続

学校教育課 ☎ 381-1058

●市内での転居や市外から転入する場合

前の学校から在学証明書と教科用図書給与証明書をもらい、戸籍住民課住民記録係または市役所大麻出張所で住民登録の手続き（転居届・転入届）をしてください。その際、在学証明書を提示すると入学通知書が発行されますので、それらを持って新しい学校で手続きをしてください。

●市外へ転出する場合

前の学校から在学証明書と教科用図書給与証明書をもらい、住民登録の手続き（転出届）を終えてから、転出先市区町村の窓口で転校の手続きをしてください。

小・中学校の学校選択制

学校教育課 ☎ 381-1058

通学区域制度では、住んでいる住所により入学する小・中学校が決まりますが、学校選択制では、新1年生や市外から転入する場合は、通学区域に隣接する学校（隣接校）の中から、入学する学校を選択することができます（立命館慶祥中は除く）。

※市立小・中学校では現在「小中一貫教育」の取り組みを進めています。義務教育の9年間を同じ中学校区で過ごすことで様々な効果が期待されるので、小中一貫教育の趣旨をご理解いただいたうえで、学校選択を検討してください。

特別支援教育

教育支援課 ☎ 381-1409

発達障がいなども含めた障がいのある児童・生徒に対して、生活や学習上の困難を改善または克服するために、各校で必要な支援を行っています。

就学相談 教育支援課 ☎ 381-1409

小学校の新入学にあたり、心身に障がいのあるお子さんの保護者の方を対象に、専門委員が総合的な立場から就学相談に応じています。

学用品などの援助（就学援助）

学校教育課 ☎ 381-1058

小・中学校に通学するため経済的援助の必要な保護者に、学用品費・給食費・入学準備金・医療費（学校保健安全法施行令で定められている病気）・通学費・体育実技用具費・修学旅行費・生徒会費・PTA会費などを援助します。申請は、学校を通じて行いますので、各学校へご相談ください。

奨学金制度

学校教育課 ☎ 381-1058

学費の支払いが困難な方に、公立、私

立高校への奨学金をお貸しします。希望の方は、毎年4月中旬に申し込みください。

子ども会

江別市子ども会育成連絡協議会（生涯学習課青少年係） ☎ 381-1069

子ども会は子どもたちの自主性、社会性を養うために地域で作っている組織です。江別市子ども会育成連絡協議会では小中学生を対象とした各種事業の開催のほか、子ども会が主催する活動における事故などの怪我や疾病などについて保証する「全国子ども会安全共済会」の加入受付を行っています。

児童センター・東野幌青少年会館

子育て支援課 ☎ 381-1408

●児童センター

子どもたちが読書やスポーツ、ゲームなど、自由な活動を通じて仲間づくりができる場所です。

【利用時間】月～金曜日は11時～17時（大麻西小ミニ児童館は13時～17時）。土曜日、学校休業日9時～17時。

【休館日】日・祝日・年末年始。

【施設一覧】

施設名	所在地	電話番号
麻の実 児童センター	大麻東町14-8	☎ 387-0707
東光 児童センター	東光町27-7	☎ 383-3197
萩ヶ岡 児童センター	萩ヶ岡8-2	☎ 384-1241
森の子 児童センター	文京台7-4	☎ 387-0404
大麻西小 ミニ児童館	大麻扇町1 (小学校内)	☎ 386-5093
野幌ひまわり 児童センター	野幌代々木町39-1	☎ 384-2840

●東野幌青少年会館

(野幌東町62-3 ☎ 381-2822)

児童・青少年、地域住民がスポーツやゲーム、読書・文化活動などで利用できる施設です。

【開館時間】9時～21時

【幼児・児童の利用時間】月～金曜日11時～17時。土曜日、学校休業日9時～17時 年末年始休館

【対象】小学校低学年などの児童を主とした青少年と地域住民、福祉活動組織など。※幼児は保護者と一緒にご利用ください。

放課後児童クラブ

子育て支援課 ☎ 381-1408

保護者の就労や病気などの理由により、下校後留守家庭となる小学生を対象として開設しています。

放課後児童クラブ 一覧

児童会名	所在地・電話番号	時 間	休 日
萩ヶ岡児童クラブ	萩ヶ岡 8-2 ☎ 384-1241	下校時～19時15分 土曜日・学校休業日/8時～19時15分	日・祝日・年末年始
森の子児童クラブ	文京台 7-4 ☎ 387-0404		
江別第一小学校 放課後児童クラブ	緑町西1丁目37（江別第一小学校 併設）☎ 382-7635		
あかしや児童会	江別太 222-6（江別あかしや幼稚園 園内）☎ 382-3916	下校時～17時 土曜日・学校休業日/8時～17時	土（不定期）・日・祝日・お 盆・年末年始
こひつじ児童会	野幌若葉町 3-8（のっぽろ幼稚園 園内）☎ 382-7133	下校時～18時45分 土曜日・学校休業日/8時～18時45分	日・祝日・お盆・年末年始・ 年度末
大麻ジュニアクラブ	大麻東町 15-11 ☎ 386-1309	12時～19時 土曜日/8時～16時 学校休業日/8時～19時	日・祝日・お盆・年末年始・ 年度末
みんなのいえ・ 第2 みんなのいえ	大麻東町 13-47 ☎ 080-3234-6224	下校時～18時45分 土曜日・学校休業日/8時～18時45分	日・祝日・年末年始
ベストフレンズ	大麻扇町 2-5 ☎ 090-7511-5787	下校時～19時 土曜日/8時～16時30分 学校休業日/8時～19時	日・祝日・お盆・年末年始・ 年度末
こまどり児童会	幸町 7-1 ☎ 384-6785	12時～19時 土曜日・学校休業日/7時45分～19時	日・祝日・お盆・年末年始
わくわく中央ジュニアクラブ	中央町 1-2 ☎ 389-5500	12時～19時 土曜日・学校休業日/8時～19時	日・祝日・お盆・年末年始
クマさんのレンガの家 ジュニアクラブ	東野幌本町 67-21 ☎ 382-9490	下校時～19時 土曜日・学校休業日/8時～19時	日・祝日・お盆・年末年始
クマさんのレンガの家 ゆめみ野ジュニアクラブ	ゆめみ野南町 27-1 ☎ 381-7242	下校時～19時 土曜日・学校休業日/8時～19時	日・祝日・お盆・年末年始
はるかぜクラブ	対雁 113-1（いずみ野小学校内） ☎ 382-0050	12時～18時30分 土曜日/8時30分～17時 学校休業日/8時30分～18時30分	日・祝日・お盆・年末年始
放課後児童クラブふわっと	新栄台 46-12（ケアハウスゆうあ い内）☎ 381-2393	下校時～19時 土曜日・学校休業日/7時40分～19時	日・祝日・お盆・年末年始
めぐみ児童会	野幌寿町 45-1（元野幌めぐみ幼稚 園2階）☎ 080-4188-0900	下校時～19時 土曜日・学校休業日/8時～19時	日・祝日・5月上旬・お盆・ 年末年始・創立記念日
豊幌児童クラブ	豊幌 419（豊幌小学校内） ☎ 090-6996-2900	下校時～18時 土曜日・学校休業日/9時～17時	日・祝日・お盆・年末年始
サンサンキッズ・ 第2 サンサンキッズ	大麻宮町 8（第2大麻こども園内） ☎ 080-3256-3355	下校時～18時45分 土曜日/8時～17時30分 学校休業日/8時～18時45分	日・祝日・お盆・年末年始
おおぞら児童会	見晴台 17（対雁小学校敷地内）☎ 384-9127	下校時～19時 土曜日・学校休業日/8時～19時	日・祝日・お盆・年末年始
放課後児童クラブみなば	緑町東 2丁目10-2 ☎ 887-8134	下校時～19時30分 土曜日・学校休業日/7時45分～19時30分	日・祝日・お盆・年末年始
江北放課後児童クラブ	篠津 805-3（北光小学校敷地内） ☎ 375-6917	下校時～18時45分 土曜日・祝日（4～10月）・ 学校休業日/8時～18時45分	日・祝日（11～3月）・年 末年始
学童保育じゃんぱ 文京台クラブ	文京台東町 1-8 2階 ☎ 070-3133-5089	下校時～19時 土曜日/8時～17時 学校休業日/8時～19時	日・祝日・年末年始
学童保育じゃんぱ 大麻泉クラブ	大麻泉町 27-1（大麻泉小学校敷地 内）☎ 080-3918-2940	下校時～19時 土曜日/8時～17時 学校休業日/8時～19時	日・祝日・年末年始
シダックス 野幌わかばっ子クラブ	野幌若葉町 5-1（野幌若葉小学校 敷地内）☎ 090-6192-9216	下校時～19時 土曜日・学校休業日/8時～19時	日・祝日・年末年始

えべつ市民カレッジ 生涯学習課生涯学習係 ☎ 381-1062

市内にある4つの大学と1つの短期大学には、それぞれ個性的な学部・学科が設置され、専門性の高い教育が行われています。市民向けの公開講座、「ふるさと江別塾」なども開催されていますので、ぜひご参加ください。詳細は市ホームページまたは生涯学習課生涯学習係へお問い合わせください。



● 酪農学園大学



主な公開講座
動物、植物環境など、身近で生活に役立つ講座

● 北翔大学、北翔大学短期大学部



主な公開講座
幅広い教養のほか、資格取得を支援

● 札幌学院大学



主な公開講座
経営、経済などの社会学、文化・歴史などの人文学が中心

● 北海道情報大学



主な公開講座
ITやインターネット、デジタルメディアなど実用的なメニュー

その他の教育機関

種別	学 校 名	所 在 地	電話番号
高校	江別高等学校	上江別 444-1	☎ 382-2173
	野幌高等学校	元野幌 740	☎ 382-2477
	大麻高等学校	大麻ひかり町 2	☎ 387-1661
	とわの森三愛高等学校	文京台緑町 569	☎ 386-3111
	立命館慶祥高等学校	西野幌 640-1	☎ 381-8888
大学	酪農学園大学	文京台緑町 582	☎ 386-1111
	札幌学院大学	文京台 11	☎ 386-8111
	北翔大学	文京台 23	☎ 386-8011
	北翔大学短期大学部	文京台 23	☎ 386-8011
	北海道情報大学	西野幌 59-2	☎ 385-4411
	北海道農業協同組合学校	文京台東町 43-1	☎ 386-4331
専修			



障がいのある方

身体障害者手帳の交付

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408
18歳以上…障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

身体に障がいのある方が援護や各種制度を利用するために必要な手帳。障がいの程度（1～6級）に応じてサービスが受けられます。

補装具の交付、借受け、修理

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408
18歳以上…障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

身体障害者手帳の交付を受けている方および難病患者の方などに、歩行補助杖や、盲人安全杖、眼鏡、義肢、車椅子などの補装具を交付し、借受けまたは修理も行います。自己負担額は原則1割。購入前に申請が必要。



自立支援医療（更生医療）の給付

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

身体障害者手帳の交付を受けている方で、一般医療ですでに治癒（欠損治癒、変形治癒など）したと考えられている障がいに対し、日常生活上、職業上の能力が高まることが期待される場合、費用の一部を給付します（例：人工透析、人工関節置換術など）。自己負担額は原則1割。

自立支援医療（育成医療）の給付

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

身体に障がいのある児童または治療をしないと将来に障がいを残すと認められる児童には、その障がいを除去・軽減する治療により確実に効果が期待される場合、治療費用の一部を給付します（例：口蓋裂、斜視手術など）。自己負担額は原則1割。

特別児童扶養手当

子育て支援課 ☎ 381-1408

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母などに支給します（所得制限あり）。

療育手帳の交付

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408
18歳以上…障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

知的障がいのある方がいろいろな援護を受けたり、各種制度を利用したりする

ために必要な手帳です。

障害児福祉手当の支給

子育て支援課 ☎ 381-1408

精神や身体に重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます（支給要件、所得制限あり）。

特別障害者手当の支給

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

精神や身体に重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます（支給要件、所得制限あり）。

障がい者の福祉サービス利用

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408

18歳以上…障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

【対象】身体障害者手帳、または療育手帳の交付を受けている方、心身に障がいのある（おそれのある）児童、精神障がい者もしくは難病等患者。

【主なサービス】ホームヘルプ、生活介護、短期入所、施設への入所・通所、地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援など）。

子ども発達支援センター

江別市総合社会福祉センター内

（錦町 14-87） ☎ 385-1015

月～金曜日、ことばや心身の発達に心配のあるお子さんとその保護者を対象に年齢や発達の状況に応じた相談や通所による支援を行っています。

個別支援保育 [→ 9 ページ保育サービス施設一覧]

自立支援医療（精神通院）の交付

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

精神疾患のため、医療機関に通院している方（精神疾患以外の疾病・症状は対象外）は、診断書などを道が審査し、該当すると認定された場合、自立支援医療受給者証が交付され、通院医療費および薬剤費が助成されます。医療費の自己負担額は原則1割。

軽・中等度難聴児補聴器の交付・修理

子育て支援課 ☎ 381-1408

身体障害者手帳交付の対象とならない18歳未満の児童に、補聴器を交付し修理も行います。購入・修理前に申請が必要です。

重度心身障がい者（児）

日常生活用具の給付

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408

18歳以上…障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

重度心身障がい者（児）および難病患者などに、障がいの状況に応じ、日常生活を容易に送れるよう生活用具を給付します（用具により支給要件あり）。自己負担額は原則1割。購入前に申請が必要。

重度身体障がい者自助具の給付

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、在宅の重度障がいの方（1級または2級で、所得税非課税世帯）に、読書スタンド、ベッド用テーブル、トイレ付きベッドなどの自助具を給付します。

重度心身障がい者の医療費助成

医療助成課医療助成係 ☎ 381-1403

下記の①～④のいずれかに該当する方の医療費のうち、保険診療の自己負担額（1～3割）の一部について助成します。

① 身体障害者手帳1～3級（3級は内部障害のみ）

② 療育手帳A判定

③ 知的障がいのある方で認定診断書で「重度」と判定

④ 精神障害者保健福祉手帳1級

※精神障害者保健福祉手帳で認定された方の入院は助成対象外です。

※所得制限があります。

※助成対象者の年齢や世帯の住民税の課税状況により、一部負担金の額が異なります。

身体障害者自動車改造費と

免許取得費の助成

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

身体障害者手帳1級～2級の肢体不自由な方ご自身が通勤、通学などのため運転する車両を身体障がい者用に改造する場合や、そのために免許を取得したとき、必要な費用の一部を助成します（助成回数などの制限あり）。

福祉タクシー利用料金の助成

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

在宅の身体障がい者（手帳1級または2級）、知的障がい者（手帳A判定）と精神障がい者（手帳1級）に、基本料金分の福祉タクシー利用券を交付します（年間最大24枚）。

人工透析患者通院交通費の助成

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

腎臓疾患による人工透析のため、タクシーで通院する方に基本料金分の福祉タクシー利用券を交付します（週3回以上通院＝年間最大90枚、週3回未満通院＝年間最大60枚）。

心身障害者自立促進交通費の助成

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

自立を目的に公共交通機関を利用して、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センターなどの施設に通所している在宅の身体障がいのある方、知的障がいのある方と精神障がい回復者に対して、通所時に利用する交通機関の交通費負担額の2分の1を助成します。

各種割引制度

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408

18歳以上…障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方は運賃などが割引されます。

● タクシーの割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方を対象に、タクシーのメーター表示額の10%を割引。福祉タクシー利用券と併用可。乗車時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

● JR 運賃の割引

① 第1種の身体障害者手帳、A判定の療育手帳をお持ちの場合（介護者同伴の場合）、旅行キロ数に関係なく障がい者、介護者とも5割引。ただし、単独で利用する場合は101km以上。

② 第2種の身体障害者手帳、B判定の療育手帳をお持ちの場合、旅行キロ数101km以上の場合は、障がい者のみ5割引。

※乗車券を購入する際、身体障害者手帳・療育手帳を提示してください。

● バス・地下鉄運賃割引

① ジェイ・アールバスの場合…身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は5割引（第1種またはA判定の手帳の場合は介護者も割引を受けられます）。定期券購入の場合は3割引。

その他のバス会社…ジェイ・アールバスと同内容のバス会社が多いですが、各バス会社により内容が異なる場合もあります。※料金支払いの際、手帳を提示してください。

② 地下鉄の場合…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は5割引（介護者も割引を受けられます）。※手帳の提示を求められた際、提示してください。

● NHK 放送受信料の免除

全額免除…「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合。半額免除…視覚・聴覚障がい者が世帯主または重度の障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）が世帯主の場合。

● 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合、または第1種の身体障害者手帳・A判定の療育手帳をお持ちの方を乗せて通行する場合（ETC利用は、身体障害者手帳・療育手帳の証明により約5割の割引※事前に手続きが必要）。

● 航空旅客運賃の割引

満12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、航空機を利用して旅行する場合、普通大人片道運賃は航空会社の障がい者割引が適用（割引率は航空会社や路線によって異なります）。

また、介護者1人についても同額の割引となります。

指定ごみ袋の無償交付

廃棄物対策課 ☎ 383-4217



江別市では、福祉・子育て支援の一環として、無償で指定ごみ袋を配布しています。交付枚数は1か月につき、20リットル袋10枚。

【対象】

(1) 在宅で常時紙おむつを使用している方で、次の①～⑥のいずれかに該当する方

① 要介護4または5の認定を受けている方

② 要介護3の認定を受けており、医師の証明書の提出がある方

③ 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく日常生活用具給付事業で紙おむつの給付を受けている方

④ 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方

⑤ 療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

⑥ 脳性麻痺などによる運動機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている2歳児

(2) 2歳児未満

(3) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている方

(4) 中国残留邦人などの円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人などおよび特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている方

※施設に入所の方、入院されている方は対象となりません。

※(1)と(2)は重複しません。

※申請方法や期間などの詳細はお問い合わせください。

ごみ出し困難者への戸別収集

[→7ページ]

身体・知的障がい者相談[→20ページ]

障がい者就労相談[→20ページ]

手話通訳等登録者の派遣

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

市内に在住する聴覚や言語機能などに障がいのある方が、病院を受診するときなど、

手話通訳・要約筆記が必要な場合に派遣します。

障がい者関係団体

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

市内には次の障がい者団体があります。それぞれの連絡先はお問い合わせください。

江別身体障害者福祉協会・江別聴力障害者協会・江別視覚障害者福祉協会・江別手をつなぐ育成会・江別あすか福祉会

高齢者の方

高齢者の医療制度

医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403

● 後期高齢者医療制度

75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得）、65歳～74歳で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）は、後期高齢者医療制度の対象となり、医療機関の窓口で支払う自己負担額は、かかった医療費の1割、2割（R4.10月から新設）または3割（現役並み所得者）です。

医療費の財源は、患者の自己負担額を除き、国や道、市町村からの公費（約5割）、現役世代の保険料（約4割）、後期高齢者の保険料（約1割）となっています。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額となりますが、年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割算定となります。

保険料の納め方は、年金から差し引かれる「特別徴収」の方法と、納付書や口座振替により納める「普通徴収」の方法があります。

年金額が年額18万円未満の方（介護保険料が年金から差し引かれていない方）や、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が差し引かれている年金額の半分を超える方は、納付書や口座振替により納めることになります。

※転入してきた方は年金からの差し引き（特別徴収）が始まるまでは、納付書や口座振替により納めることになります。

● 医療費が高額になったとき

1か月の医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として支給されます。

● 葬祭費

後期高齢者医療制度の対象者が死亡したとき、葬祭を行った方に3万円が支給されます。

高齢者インフルエンザ予防接種

保健センター管理係 ☎ 391-8036

高齢者の方のインフルエンザ発病防止、重症化防止のため、予防接種を実施します。

【期間】10月上旬～12月下旬（休診日を除く）

【対象】以下の①または②に該当し、接種を希望する方。

①江別市民で接種当日65歳以上の方

②江別市民で接種当日60～64歳で、心臓、

じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいのある方（障害等級1級またはそれに準じる方）
【場所】 市内インフルエンザ予防接種実施医療機関（各医療機関に直接申込。事前予約制）
【料金】 1,150円 **【回数】** 1回
【持ち物】 健康保険証※自己負担免除対象者は必ず証明書のコピーも持参してください。

●自己負担免除対象者

接種対象者のうち、以下に該当する方は、接種を受ける際に下記の証明書のコピーを医療機関に提出することで自己負担額が免除となります。

- ①生活保護受給者の方：生活保護受給者証のコピー
- ②市民税非課税世帯の方：下記のいずれか1点
 - ・介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書または介護保険料納入通知書の市民税課税状況欄のコピー（世帯欄に「非課税」の記載のあるもの）
 - ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー
 - ・インフルエンザワクチン接種用非課税証明書

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403

●保険料の納付方法

老齢（退職）年金年額が18万円以上の方
 年金から年6回（偶数月の年金支給の際）に分けて差し引かれます（特別徴収）。
 ※遺族年金・障害年金なども、差し引きの対象となります。

上記以外の方（普通徴収）

市が送付する「納付書」により、年10回に分け、金融機関などの窓口で納めます（口座振替もご利用いただけます）。
 ※年の途中で転入してきた方や65歳になった方は年金からの差し引き（特別徴収）が始まるまでは、納付書が口座振替により納めることになります。

地域包括支援センター

介護保険や予防サービスをはじめとした福祉・医療・保健・権利擁護などについて、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が包括的・継続的に支援します。

相談は無料。介護や福祉について分からないことは、ご相談ください。

- 江別第一地域包括支援センター
 （若草町6-1） ☎ 389-4144 ☎ 391-4612
- 江別第二地域包括支援センター
 （上江別東町7-26） ☎ 389-5420 ☎ 389-5421
- 野幌第一地域包括支援センター
 （中央町31-6） ☎ 381-2940 ☎ 381-2941
- 大麻第一地域包括支援センター
 （大麻中町2-17） ☎ 388-5100 ☎ 388-5101



介護保険の転入・転出時の手続き 医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403

他の市町村から江別に 転入する場合	江別から他の市町村へ 転出する場合
(1) 前住地の市町村から交付された受給資格証明書を窓口へ提出してください。被保険者証の交付や保険料の納付方法を説明します。 (2) 負担限度額認定証等をお持ちだった方は新たに申請が必要です。 (3) 高額介護サービス費の支給を受けていた方は新たに申請が必要です。	(1) 被保険者証をお返しください。 (2) 転出先での手続きに必要な受給資格証明書を交付します。 (3) 負担限度額認定証等をお持ちの方はお返しください。 (4) 保険料が特別徴収（年金からの差し引き）になっている方には精算について説明します。
※ グループホームなどの地域密着型サービスを利用されている方は市町村が変わると今までのサービスが受けられなくなる場合がありますので担当窓口で確認をしてください。	

高額介護サービス費

介護保険課介護給付係 ☎ 381-1067

サービスを受ける際の利用者負担が高額となり一定額を超えた場合には、申請によりその超えた部分が支給されます。

高額医療・高額介護合算制度

（国民健康保険に關すること）…国保年金課国保給付担当 ☎ 381-1028
 （後期高齢者医療に關すること）…医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403
 （介護保険に關すること）…介護保険課介護給付係 ☎ 381-1067

医療保険と介護保険の両方の利用者負担が年間で合算して高額になり、限度額を超えた場合には、申請により超えた部分が支給されます。医療および介護の両制度ともに自己負担額を有する世帯が対象。

施設サービスでの食費・居住費（滞在費）の軽減

介護保険課介護給付係 ☎ 381-1067

市町村民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も市町村民税非課税）の方（預貯金などが一定額以下）が、施設サービス（介護保険施設等）や短期入所サービスを利用した場合にかかる食費と居住費（滞在費）について、事前に申請をすることにより軽減を受けることができます。

生活支援短期宿泊サービス

介護保険課高齢福祉係 ☎ 381-1067

高齢者が、同居家族の都合などにより自宅介護が受けられないときに、1か月あたり6日を上限として養護老人ホームに短期間宿泊できるサービスです。

認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 介護保険課地域支援事業担当 ☎ 381-1067

認知症高齢者を介護している家族の負担を軽減するため、家族が留守になるときや介護疲れで休息が必要なときに訪問し、認

知症高齢者の話し相手や見守りをするサービスです。

訪問指導 保健センター ☎ 385-5252

保健師などが家庭を訪問し、病気の相談や、健康管理などをお話します。

緊急通報装置の設置（貸与）サービス 介護保険課高齢福祉係 ☎ 381-1067

65歳以上で1人暮らしの高齢者の方、あるいは重度身体障がい者の方を対象に、急病や災害時の緊急連絡や相談通報ができる機器を無料で貸し出すサービスです。

認知症高齢者等行方不明時位置検索サービス

介護保険課地域支援事業担当 ☎ 381-1067

認知症等の症状により行方不明になることが予測される高齢者に対して、GPS小型発信装置を貸与し、対象者のおおよその現在位置を検索して発見保護するためのサービスです。

ふれあいワークセンター

（錦町3-5） ☎ 384-3771

高齢者や障がい者の社会参加を支援するための施設です。シルバー人材センターや障がい者の通所施設などがあります。

高齢者クラブ

高齢者クラブ連合会（錦町14-87 総合社会福祉センター内） ☎ 385-1247

地域の交流や健康増進を目的に、レクリエーションなどを行っています。60歳以上の方なら誰でも入ることができます。

老人憩の家

介護保険課高齢福祉係 ☎ 381-1067

趣味やサークル活動などに利用できる高齢者専用の施設です。利用の際は直接各施設へお申し込みください。

- 上江別老人憩の家
(上江別南町 1-26) ☎ 383-6689
- 緑町老人憩の家
(緑町西 1 丁目 81) ☎ 383-5205
- 野幌老人憩の家
(野幌町 60-9) ☎ 383-7893
- 大麻老人憩の家
(大麻中町 26-4) ☎ 386-9877

社会福祉協議会

江別市総合社会福祉センター内
(錦町 14-87) ☎ 385-1234

社会福祉協議会は、地域に暮らす市民をはじめ、ボランティア、福祉・保健の関係者、行政機関などの参加と協働により、地域の人々が安心して生活できる福祉のまちづくりを目指す民間の組織です。

●給食サービス(市受託事業)

市内在住の 65 歳以上の一人暮らしの方、または子どもと同居していない高齢夫婦世帯および障がい認定を受けているの方のみの世帯などで食事の支度が困難な世帯を対象に、毎日夕食を自宅までお届けするサービスです。利用条件、料金などの詳細はお問い合わせください。

●介護用ベッド・車椅子・歩行器の貸出し

市内在住の方で必要な方に、有料で貸し出しています(台数に限りあり)。

いきいきセンターさわかち

(大麻沢町 5-6) ☎ 387-5111

各室を有料で貸し出しています(教養講座室、研修室、会議室、和室、娯楽室、工芸室)。65 歳以上の方が半数以上の団体が使用する場合は 9 割が免除になるほか、使用区分により 10 割～5 割が減免になります。開館時間…9 時～21 時(日・祝日・年末年始は休館)

公益社団法人江別市シルバー人材センター
(錦町 3-5 ふれあいワークセンター内)
☎ 384-3771

高齢者の技能や能力に合った仕事をご家庭や企業、市役所や自治会などから引き受けて、会員に提供しています。おおむね 60 歳以上の方が会員になることができます。

民生委員・児童委員 [→ 20 ページ]

生活にお困りの方

生活保護 保護課 ☎ 381-1029

生活に困窮し、資産、能力、その他 あらゆるものを活用しても、最低限度の生活を維持することが困難と認められる方(世帯)が自立できるまでの間、生活、住宅、教育、医療、介護などの扶助を、金銭または現物支給により行います。受給要件などの詳細はご相談ください。

江別市勤労者生活資金貸付制度

商工労働課 ☎ 381-1023

1 年以上市内同一事業所に就業し、今後も継続してその事業所に就業しようとする勤労者、または市内に 1 年以上在住し、1 年以上同一事業所に就業している勤労者で、市町村民税、固定資産税を完納している方に、医療、教育などの生活に必要な資金を貸し付けしています。詳細および申込は、北海道労働金庫江別支店(☎ 391-6011)へ。

学用品などの援助(就学援助)

[→ 10 ページ]

奨学金制度 [→ 10 ページ]

健康・医療

救急医療・当番病院

健康福祉部地域医療担当 ☎ 385-4600

●外科系(ケガなど)

平日の夜間や休日は、市内の病院(医院)が当番制で対応しています。

【診療時間】

平日: 17 時～翌朝 9 時まで(市立病院は 17 時～翌朝 8 時 30 分)

土曜日: 12 時～翌朝 9 時(市立病院は 12 時～翌朝 8 時 30 分)

日曜・祝日: 9 時～翌朝 9 時(市立病院は 8 時 30 分～翌朝 8 時 30 分)

●内科・小児科系(急病のとき)

夜間の急病受付は、江別市夜間急病センター(錦町 14-5 ☎ 391-0022)へ。診療時間は 19 時～翌朝 7 時(受け付けは 18 時 30 分～翌朝 6 時 30 分)。

日曜日・祝日の日中は市内の病院(医院)の当番制で、9 時～17 時(市立病院の場合は 8 時 30 分～17 時)に診療します。

※その日の当番病院は、広報えべつや新聞紙上、または北海道救急医療情報案内センター(☎ 0120-20-8699、携帯電話からは ☎ 011-221-8699)、一般社団法人江別医師会(ホームページ <http://www.hokkaido.med.or.jp/ebetsu/>)でご確認ください。

北海道産婦人科救急電話相談

☎ 290-3299

(年中無休 19 時～翌朝 9 時)

北海道小児救急電話相談

☎ 232-1599 または # 8000

(年中無休 19 時～翌朝 8 時)

市立病院

(若草町 6) ☎ 382-5151

●診療科目

内科、人工透析内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、精神科、小児科、小児循環器内科、外科、消化器外科、内視鏡外科、乳腺外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、ペインクリニック麻酔科、麻酔科

●外来受付(平日)

初めての方は、健康保険証、医療受給者証などをお持ちのうえ初診窓口で、再来の方は診療券をお持ちのうえ自動再診受付機または再診窓口で受け付けをしてください。

なお、エントランスホールに総合案内を設置していますので、ご不明な点はお問い合わせください。

●外来受付時間(平日)

午前/ 8 時～11 時 30 分

午後/ 12 時 30 分～15 時 30 分

診療科により受付時間・診療時間・診療曜日が異なります。詳細はお問い合わせください。

●入院受付

入院するときは、健康保険証、医療受給者証、印鑑をお持ちのうえ、入院窓口で手続きをしてください。

●面会

11 時～13 時、15 時～20 時

面会の際は病棟のナースステーションへお立ち寄りください。

健康づくり教室(E-リズム)

保健センター ☎ 385-5252

運動による健康増進のため、えべつリズムエクササイズ「E-リズム」体験会を開催しています。運動を通じた健康づくりにご利用ください。

各種検診

保健センター ☎ 385-5252

疾病の早期発見と治療のため、がん検診(胃、肺、子宮、乳、大腸)、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診を行っています。対象は、職場などで検診を受ける機会がない方です。詳細は、市のホームページをご覧ください。

集団検診予約サービス

▶江別けんしん受付ダイヤル

☎ 600-2149

インターネットや電話で、がん検診・特定健診などの申し込みができるサービスです。江別市で実施する集団検診は、電話での申し込みのほか、スマートフォン、パソコンなどからも申し込みできます。右の二次元コードから、アクセスしてください。





年金・国保

国民年金 国保年金課年金担当 ☎ 381-1028

- 国民年金の加入 国民年金は、20歳以上 60歳未満のすべての国民が必ず加入し、加入者一人一人が年金を受け取ることができる制度です。
- 国民年金の種類 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金
- 厚生年金に関するお問い合わせ 新さっぽろ年金事務所 ☎ 892-9313

国民年金 加入・変更の手続き

手続きが必要なとき	手続きの内容	届出に必要なもの
20歳になった	手続きは不要。誕生日以降に年金機構から基礎年金番号通知書と納付書が送付されます。（厚生年金加入者を除く）	なし（学生納付特例を希望する場合は、学生証や在学証明などが必要）
転入した （第1号被保険者）	不要（住民票変更手続きのみ）	なし
海外へ転出する （第1号被保険者）	資格喪失または任意加入の手続き	年金手帳または基礎年金番号通知書
就職した	就職先で厚生年金などに加入した場合、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者に変更	※就職先（事業所）が手続きを行います。詳しくは就職先に確認してください。
退職した	20歳以上60歳未満の人は、第1号被保険者に変更 配偶者が第3号被保険者の場合は、配偶者も第1号被保険者に変更	年金手帳または基礎年金番号通知書、退職日が記載された書類（離職票など）
配偶者に 扶養された	結婚や収入の減少などで第2号被保険者の被扶養配偶者になる場合は、第3号被保険者に変更	※配偶者の勤務先（事業所）が手続きを行います。詳しくは勤務先に確認してください。
配偶者の扶養から はずれた	収入の増加や離婚などで第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった場合は、第1号被保険者に変更	年金手帳または基礎年金番号通知書、扶養からはずれた日が記載された書類
国民年金受給者の 住所が変わった	住所変更の手続き（住民票の変更以外、手続き不要な場合もあります）	詳しくは年金事務所に確認してください。
受給者が 亡くなった	死亡届や遺族年金請求、未支給年金請求など	※加入していた年金によって届出先、必要書類が異なります。詳しくは年金事務所に確認してください。

国民健康保険の目的・加入資格

社会保険や後期高齢者医療制度などに加入している方、生活保護を受けている方を除き、全員加入しなければなりません。会社などを退職した場合は「健康保険資格喪失証明書」をもらい、14日以内に手続きをしてください。

- 国民健康保険加入、給付 国保年金課国保給付担当・国保賦課係 ☎ 381-1028
- 国民健康保険税 国保年金課国保賦課係 ☎ 381-1028
- 各種健康診査などの助成 保健センター（国保健診担当） ☎ 385-4620

生活習慣病の予防や改善のために特定健診を実施するほか、病気の早期発見、早期治療により健康な生活を送っていただくために、江別市の国保加入者を対象に短期人間ドック、各種がん検診などの受診について助成しています。

国民健康保険 こんなときは14日以内に届出を！

こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入した
	職場の健康保険をやめた
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた
	子どもが生まれた
	生活保護を受けなくなった
国保をやめるとき	他の市町村へ転出
	職場の健康保険に加入したとき、職場の健康保険の被扶養者になった
	国保被保険者が死亡した
	生活保護を受け始めた
そ の 他	市内で住所変更、世帯主や氏名が変わった、世帯分離、統合
	修学のため、子どもが他の市町村に住民票を異動
	保険証を紛失あるいは汚れて使えなくなった



施設案内

市役所・証明交付窓口

江別市役所

(高砂町 6) ☎ 382-4141

市役所大麻出張所

(大麻中町 26-4) ☎ 382-4855

教育委員会

(高砂町 24-6) ☎ 381-1057

土木事務所

(元江別本町 21) ☎ 383-5900

環境事務所

(工栄町 14-3) ☎ 383-4217

水道庁舎

(萩ヶ岡 1-4) ☎ 385-1213

上江別浄水場

(上江別東町 16-1) ☎ 382-2756

浄化センター

(工栄町 1) ☎ 383-5174

葬斎場

(対雁 100-4) ☎ 382-2449

水道庁舎証明交付窓口

(萩ヶ岡 1-4)

市民交流施設証明交付窓口

(東野幌本町 6-43)

豊幌地区センター証明交付窓口

(豊幌 686-10)

※証明交付窓口の詳細は戸籍住民課 (☎ 381-1020) または市役所大麻出張所 (☎ 382-4855) へ。

福祉・医療・保健

総合社会福祉センター

(錦町 14-87) ☎ 385-1234

ふれあいワークセンター

(錦町 3-5) ☎ 384-3771

いきいきセンターさわまち

(大麻沢町 5-6) ☎ 387-5111

いきいきセンターわかくさ

(若草町 6-1) ☎ 391-4611

デイサービスセンターあかしや

(東野幌町 47-8) ☎ 381-1233

市立病院

(若草町 6) ☎ 382-5151

保健センター

(若草町 6-1) ☎ 385-5252

夜間急病センター

(錦町 14-5) ☎ 391-0022

緑町老人憩の家

(緑町西 1 丁目 81) ☎ 383-5205

上江別老人憩の家

(上江別南町 1-26) ☎ 383-6689

野幌老人憩の家

(野幌町 60-9) ☎ 383-7893

大麻老人憩の家

(大麻中町 26-4) ☎ 386-9877

子ども発達支援センター

(錦町 14-87) ☎ 385-1015

江別第一地域包括支援センター

(若草町 6-1) ☎ 389-4144

江別第二地域包括支援センター

(上江別東町 7-26) ☎ 389-5420

野幌第一地域包括支援センター

(中央町 31-6) ☎ 381-2940

大麻第一地域包括支援センター

(大麻中町 2-17) ☎ 388-5100

消防・防災

消防本部・消防署

(野幌代々木町 80-8) ☎ 382-5432

消防署江別出張所

(3 条 1 丁目 1) ☎ 382-2075

消防署野幌出張所

(野幌代々木町 80-8) ☎ 382-3444

消防署大麻出張所

(大麻元町 192-3) ☎ 386-8333

江別河川防災ステーション

(大川通 6) ☎ 381-9177

公民館・図書館など

市民会館

(高砂町 6) ☎ 383-6446

中央公民館・コミュニティセンター

(3 条 5 丁目 11-1) ☎ 382-2376

野幌公民館

(野幌町 13-6) ☎ 382-2414

大麻公民館

(大麻中町 26-7) ☎ 387-3315

えぼあホール【市民文化ホール】

(大麻中町 26-7) ☎ 387-3120

情報図書館 本館

(野幌末広町 7) ☎ 384-0202

情報図書館江別分館【中央公民館内】

(3 条 5 丁目 11-1) ☎ 385-1372

情報図書館大麻分館【大麻公民館内】

(大麻中町 26-7) ☎ 387-1634

江別太小学校図書館

(朝日町 25) ☎ 382-2600

豊幌小学校図書館

(豊幌 419) ☎ 383-4486

郷土資料館

(緑町西 1 丁目 38) ☎ 385-6466

セラミックアートセンター

(西野幌 114-5) ☎ 385-1004

ガラス工芸館【冬期休館】

(野幌代々木町 53) ☎ 381-1060

旧町村農場【冬期休館】

(いずみ野 25) ☎ 383-7734

勤労者研修センター

(緑町西 1 丁目 103) ☎ 398-9770

都市と農村の交流センター(えみくる)

(美原 1445) ☎ 384-0285

スポーツ施設

市民体育館

(野幌町 9) ☎ 384-5001

東野幌体育館

(東野幌町 28-23) ☎ 382-5000

大麻体育館

(大麻中町 26-17) ☎ 887-6800

青年センター

(緑町西 2 丁目 11) ☎ 383-1221

森林キャンプ場【冬期休業】

(西野幌 928) ☎ 389-6493

あけぼのパークゴルフ場【冬期休業】

(あけぼの町 10) ☎ 382-8900

道立野幌総合運動公園

(西野幌 481) ☎ 384-2166

集会所

江別元町地区センター

(元町 1-2) ☎ 389-5356

区画整理記念会館

(朝日町 11-12) ☎ 383-4331

豊幌地区センター

(豊幌 686-10) ☎ 380-1002

野幌公会堂

(野幌代々木町 54) ☎ 383-6042

野幌鉄南地区センター

(東野幌本町 62-1) ☎ 382-1601

大麻東地区センター

(大麻東町 13-11) ☎ 386-6299

大麻西地区センター

(大麻沢町 26-2) ☎ 387-0221

文京台地区センター

(文京台 7-4) ☎ 386-7095

大麻集会所

(大麻中町 26-4) ☎ 382-1439

野幌農村環境改善センター

(西野幌 157) ☎ 384-0960



タウンマップ

凡 例

- 指定緊急避難場所(地震)
- 指定避難所・指定緊急避難場所(土砂災害)
- 指定避難所・指定緊急避難場所(洪水・土砂災害)
- 郵便局
- 銀行・信金等
- 公園・緑地
- 住宅団地

角山地区

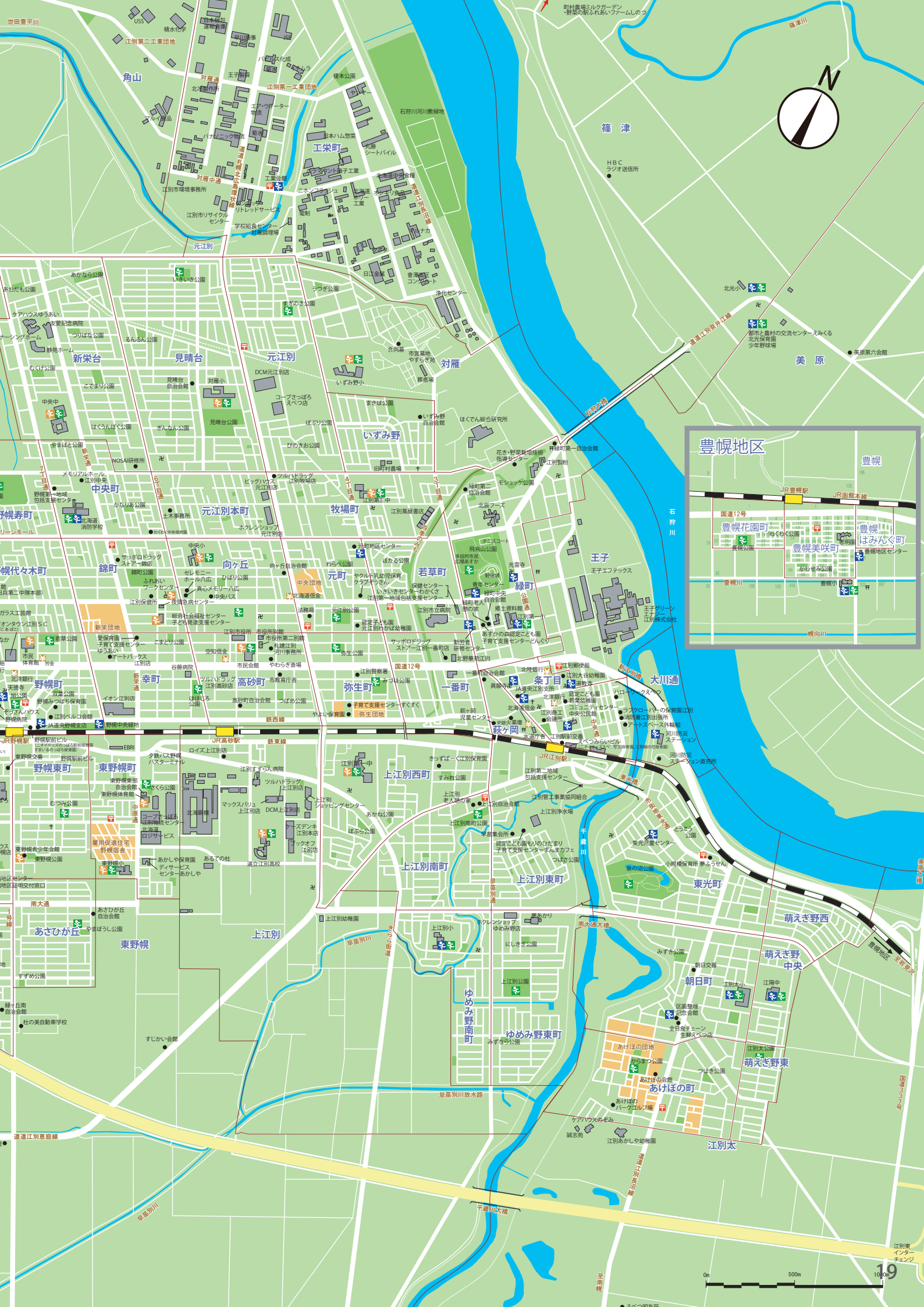
※縮尺は違います。



西野幌地区

※縮尺は違います。







各種相談窓口

市民相談所（市役所1階）

☎ 381-1021

相談ごと全般（困っていることなど）
相談日時…8時45分～17時15分（土・日・祝日年末年始を除く）

●法律相談（無料・予約制）

弁護士が法律に関するさまざまな相談をお受けします。予約は月初めの平日初日から電話受付。

相談日時…第2・第4木曜日13時～15時

●人権相談

人権に関する相談をお受けします。

相談日時…第3木曜日13時～15時

●行政相談

国、特殊法人・独立行政法人の業務のほか、道・市の業務のうち、国からの法定受託事務に係る業務と補助に係る業務の要望・苦情などの相談をお受けします。

相談日時…第4木曜日13時～15時

家庭生活相談室

●日常生活の悩みごと相談

人間関係・暮らし・家族・健康など。

総合社会福祉センター☎ 385-1234

相談日時…月曜日10時～15時

市役所大麻出張所☎ 382-4855

相談日時…木曜日10時～15時

経済的困窮、生活悩みごと相談

くらしサポートセンターえべつ（総合社会福祉センター内）☎ 375-8987

経済的困窮のほか、生活の悩みごと相談を専門相談員がお受けします。就労に不安を抱える方向けの就労準備支援機関「しごとサポートセンターコクリ」とも連携しています。

相談日時…月～金曜日8時45分～17時15分

税務相談（予約制・無料）

市民税課市民税係☎ 381-1012

税理士が税全般の相談を受けます。
相談日時…第3水曜日（祝日の場合は休み）13時～16時（1枠30分程度＝4枠まで）
※前月から予約を受け付けます。

ひとり親家庭相談

子育て支援課子ども家庭総合支援担当☎ 381-1236

ひとり親家庭や離婚を考えている方などを対象に、生活面・家庭関係の悩みや、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業などの相談をお受けします。

相談日時…月～金曜日9時～17時

民生委員・児童委員

江別市民生委員児童委員連絡協議会☎ 382-8750

生活や福祉全般に関する悩みごとなどがありましたら、地区担当民生委員・児童委員にご相談ください。担当委員の氏名、連絡先などは、江別市民生委員児童委員連絡協議会（総合社会福祉センター内）☎ 382-8750へお問い合わせください。

いじめ・不登校相談 ☎ 382-4044

児童・生徒のいじめや、不登校などさまざまな教育相談を専任指導員が電話でお受けします。

相談日時…毎週月～金曜日10時～17時

子ども電話相談 ☎ 384-7830

子どもの悩みごとや心配ごとの相談を受けます。

相談日時…月～金曜日10時～17時

家庭児童相談

子育て支援課子ども家庭総合支援担当☎ 381-1236

18歳未満の児童を養育する上でのさまざまな悩みや児童虐待などの相談に応じます。

相談日時…月～金曜日9時～17時

身体・知的障がい者相談員

障がい福祉課障がい福祉係☎ 381-1031

身体・知的障がい者の生活、更生支援の相談を受ける相談員を配置しています。※連絡先は、障がい福祉課障がい福祉係へお問い合わせください。

障がい福祉に関する相談

江別市障がい者支援センター（いきいきセンターさわかち内）☎ 802-5004

障がい者とその家族からの相談をお受けするとともに、生活の支援を行います。
相談日時…月～金曜日8時45分～17時15分

障がい者の就労に関する相談

えべつ障がい者しごと相談室すてら☎ 802-7998

障がい者やその家族からの就労相談や、就労支援を行います。

精神障がい回復者生活相談

NP0 法人江別あすか福祉会就労継続支援事業所あすか☎ 382-0660

あすか地域活動支援センター☎ 391-9222

精神障がい者および家族に対して専任の相談員が生活上の相談に応じます。

相談日時…月～金曜日10時～16時

妊婦・親子健康相談

保健センター☎ 385-5252

妊娠前から乳幼児期まで、食事、健康、育児、予防接種などについて保健師や栄養士が相談に応じます。毎月1回保健センターで実施します。

こころと体の健康相談

保健センター☎ 385-5252

心や体に関する相談に保健師や看護師、管理栄養士が対応します。

成年後見制度に関する相談

江別市成年後見支援センター（総合社会福祉センター内）☎ 375-8988

高齢者や障がい者の生活や財産に関する不安や困りごとの相談受け付けと成年後見制度利用手続きの支援を行います。

相談日時…月～金曜日8時45分から17時15分

消費生活相談

江別市消費生活センター（市役所第2別館2階）☎ 381-1026

相談日時…月～金曜日9時～17時

市役所大麻出張所☎ 382-4855

相談日時…第2・第4金曜日10時～16時

労働相談

労働相談ホットライン

☎ 0120-81-6105（フリーダイヤル）

相談日時…月～金曜日17時～20時、土曜日13時～16時（日・祝日・年末年始は休み）

ドメスティック・バイオレンスの相談

子育て支援課子ども家庭総合支援担当☎ 381-1236

[北海道立女性相談援助センター]

☎ 666-9955（配偶者暴力相談支援センター）

[民間シェルター 女のスペース・おん]

☎ 219-7012

[北海道警察本部相談センター]

☎ 241-9110 または #9110（#9110は、プッシュ回線の電話、公衆電話、携帯電話でつながります。）

[女性の人権ホットライン]

☎ 0570-070-810（札幌法務局）

セクシュアル・ハラスメントの相談

[北海道労働局雇用均等室]

☎ 709-2715

[女性の人権ホットライン]

☎ 0570-070-810（札幌法務局）

[法テラス札幌] ☎ 050-3383-5555

（日本司法支援センター札幌地方事務所）

緑の相談

環境課自然環境担当☎ 381-1046

花や樹木に関する相談を受け付けます。